

【財産処分承認申請書の書き方】

※手続きの流れについては2枚目をご確認ください。
※「補助金申込受理決定通知書」に記載の受理番号を記入

H25

申請日 令和 元 年 5 月 10 日

一般社団法人太陽光発電協会 代表理事 殿
 (太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)御中)

本申請書の送付日を記入ください

財産処分承認申請書

住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則に同意の上、実施細則第19条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

1. 補助事業者

補助金交付登録時の住所をご記入ください

補助事業者住所	〒 279 00** 千葉県浦安市〇〇町1丁目2番333-1				
補助事業者名	フリガナ タイヨウコウ ジロウ 太陽光 次郎			印	
電話番号 (固定電話)	043	-	249	-	62**
緊急連絡先 (携帯電話等)	処分の方法区分は、HP掲載「補助金に係る財産処分等の承認基準」第2条 処分の定義をご参照ください。 ※対象システム設置家屋を売却する場合はシステムも売却扱いとなりますので「売却」を〇で囲んでください。				

認印可
 ※シャチハタ除く

2. 処分の方法

※該当する項目を〇で囲んで下さい。

災害、道路拡張等による処分の場合は「その他」に〇をし、「罹災証明」「収用証明書」等確認書類を添付ください。

<input checked="" type="radio"/> 売却	<input type="radio"/> 譲渡	<input type="radio"/> 交換	<input type="radio"/> 貸与	<input type="radio"/> 廃棄	<input checked="" type="radio"/> その他
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------------------

「その他」については具体的 太陽電池モジュール(パネル)が減少する場合は「その他」に〇をし、「具体的記入欄」に減少する枚数、kWを記入してください。

雪止め金具を取り付けるため 3枚(△kW)減少

補助金を受けた太陽光発電システムは、本申請書を提出し、JPEAが受付承認した日以降でなければ、処分することはできません。処分を予定した段階で申請書をご提出ください。

3. 処分の予定

令和 元 年 6 月 10

※処分予定日は、予定の期間を記入ください。
 ※処分予定日が確定している場合には、その年月日のみ記入ください。

4. 処分の理由

転勤により転居し、家屋を売却することになったため。

5. 処分の条件 (処分することによって収益が見込まれる場合は、その額を記載して下さい。)

対象システムを購入時より高い価格で売却するなどして、収益を得る場合は記入してください。
 ※収益を得る場合、交付された補助金は全額返還となります。

6. その他 ※転居予定がある場合は、下記に転居先住所等をご

転居先住所	〒 468-00** 愛知県名古屋市天白区塩釜口〇丁目****番地				
電話番号	052	-	439	-	1***
転居(予定)日	6	月	10	日	

※ この用紙の
 ※ 印は、補助事

今後の手続きに必要となりますので、
 転居先が確定している場合は、転居(予定)月日・
 転居先住所・電話番号をご記入ください。

H20~H24の申請様式には「転居先住所」の欄がありませんので、書類の余白部分に記入してください。

【財産処分手続きの流れ】

1. 太陽光発電協会（JPEA）へ『財産処分承認申請書』を郵送にて提出ください。
2. JPEAから、申請書受付後『財産処分承認通知』および『財産処分報告書用紙』を補助事業者様へ書留にて郵送します。
3. 処分実施後、『財産処分報告書』に必要事項を記入し、『処分日が確認できる書類』を添付の上、JPEAへ郵送にて提出ください。
4. JPEAから、報告書受付後に返還額を算定し『補助金返還請求通知』を書留にて郵送します。
5. 『補助金返還請求通知』発送日より20日間以内に、通知書記載の口座へ返還額を振込ください。
（返還金振込をもって手続完了）

* 災害や道路拡張等による処分の場合は、処分理由を証明する「罹災証明」や「収用証明」等の公的書類を『財産処分承認申請書』に必ず添付の上、郵送ください。この場合は、補助金返還免除となりますので、『財産処分承認通知』発送をもって手続は完了します。

『財産処分承認申請書』送付先

〒105-0004
東京都港区新橋2-12-17 新橋 I-Nビル8F
一般社団法人 太陽光発電協会
J-PEC補助金 担当

* 封筒の表に**財産処分承認申請書在中**と朱書してください。

以上